

長寿社会を支えるリスクマネー創出のための  
証券税制改革提言

---

**簡素な恒久的税制をめざし  
特定口座を用いた非課税枠導入を**

2008(平成20)年9月16日  
(株)大和総研  
資本市場調査本部

# ★スキームの前提

---

- 平成21年、22年の上場株式等の配当・譲渡益について、10%税率の適用限度額は撤廃し、申告不要とする措置を講じる。
- その上で、既存の特定口座を活用した非課税枠を導入する。これにより、高齢者向けと一般の少額投資向けの非課税制度案を統合する。

# (1) 基本的なスキーム

---

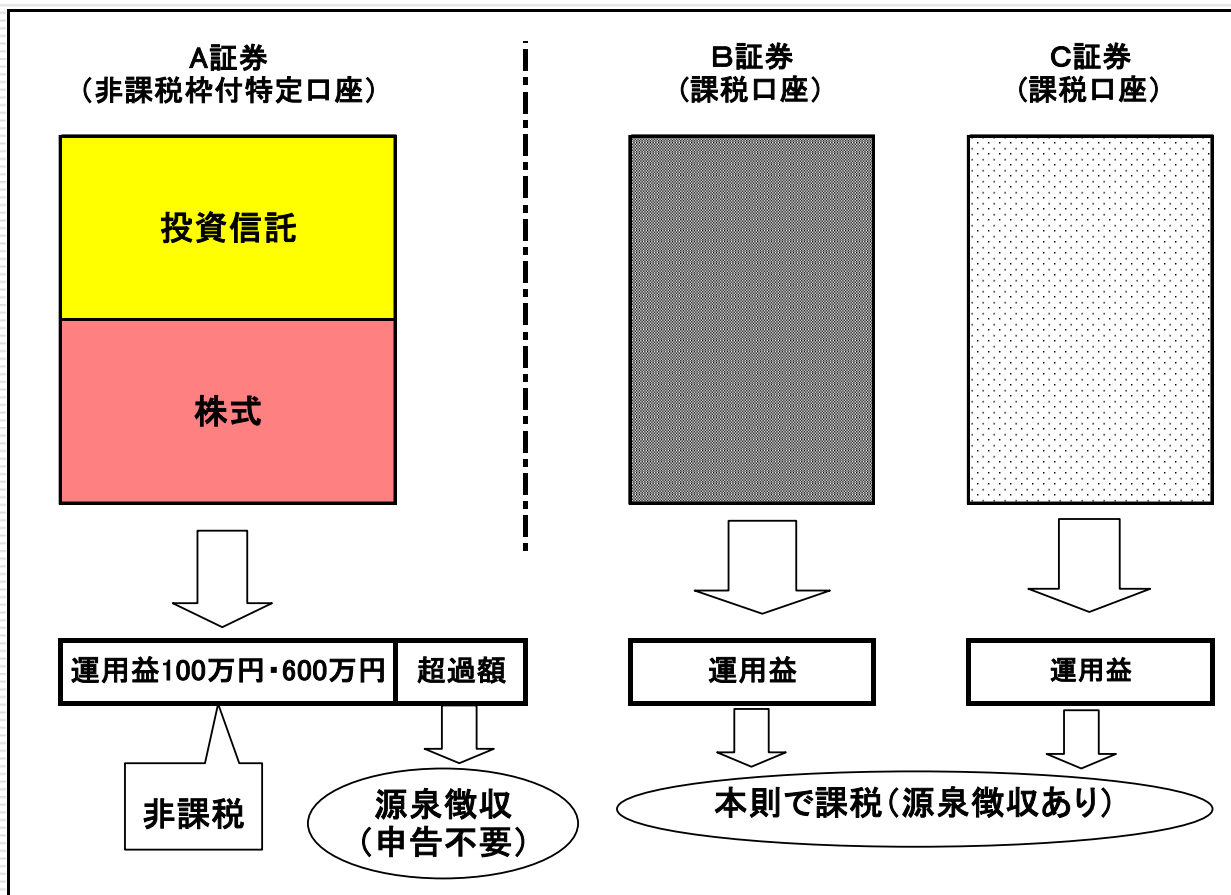
- 既存の特定口座に、非課税枠を設定する。
- 非課税枠は拠出額ではなく、特定口座における年間の運用益(損益通算後)をベース(注1)に設定する。
- 非課税枠の金額を、高齢者向けと一般の少額投資向けで分ける。(非課税枠の例は下記のとおり)
  - ・高齢者向け・・・年間運用益600万円(注2)まで
  - ・一般の少額投資向け・・・年間運用益100万円まで
- 非課税枠付の特定口座は、証券会社・金融機関ごとに設けることができる。その場合、確定申告による年間限度枠のやりくりも可能とする。

(注1) 配当所得、譲渡所得等の所得区分別での非課税枠設定とする場合もシステム対応可能。

(注2) 金融庁の要望案をベースとした場合の限度額。年間配当100万円、年間譲渡益500万円の所得区分別での非課税枠設定も可能。

(注3) 一般口座の場合も、確定申告を条件に非課税枠の適用を認めてもよい。

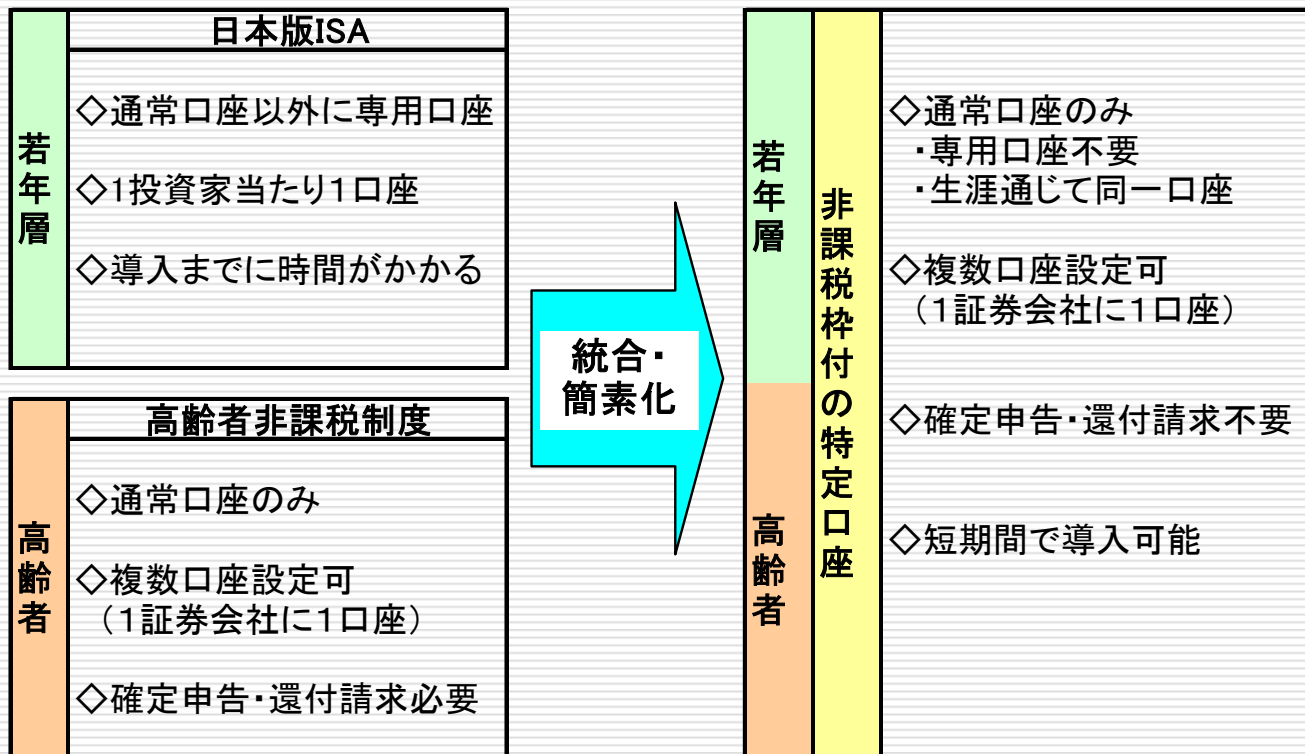
# 非課税枠のイメージ図



## (2)ISA・高齢者非課税制度案との比較①

	非課税枠案	ISA案・高齢者非課税制度案
システム投資	◇既存の特定口座を活用可能 ◇高齢者非課税制度と少額投資非課税制度を同じシステムで導入できる。	◇ISAは、既存の特定口座とは異なる新たなシステムの導入が必要(拠出額管理のため) ◇高齢者非課税制度とISAとは別のシステムとなる。
納税事務	◇限度枠を超過する場合でも、源泉徴収で納税完了(申告不要)	◇高齢者非課税制度は、確定申告が必要
複数口座	◇設定可能	◇ISAは1口座のみを想定 ⇒ 囲い込みにつながる可能性
導入までの期間	◇システム負担が少なく、既存の年金等ともバッティングしないため早期に導入が可能。高齢者非課税制度と少額投資非課税制度を同時に導入できる。	◇ISA案は新規のシステム投資が必要なこと、401(k)等他の拠出額管理型の貯蓄との整理が必要なことから、導入に時間がかかる。

## (2) ISA・高齢者非課税制度案との比較②



## (3) 複数口座、限度枠超過への対応

---

- 顧客は、非課税枠の範囲内で限度額を設定し、当該限度額を記入して証券会社・金融機関に提出することで、既存の特定口座に非課税枠を設定できる。
- 証券会社・金融機関は、非課税枠付特定口座の年間取引報告書を税務当局に送付する。税務当局は年間取引報告書を名寄せする。
- 証券会社・金融機関は、特定口座の年間の運用益が非課税枠を超過した場合には、源泉徴収を行なう。
- 非課税枠の過不足の調整、他の口座との損益通算、翌年以降の損失の繰越控除をする場合は、確定申告をする。
- 非課税枠の名寄せのツールとして、例えば、税務当局から予め取得した非課税番号等を用いる。

# 複数口座がある場合の管理例

